平成２４年（フ）第５７３号
川崎市幸区中幸町１丁目49番地27　ハイツアゼリア303
債務者　齋藤　初美
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５９１号
川崎市中原区木月３丁目49番５号　コーポ花水木201、前住所川崎市中原区上小田中５丁目12番32―203号
債務者　徳比嘉克美（旧姓杉沢）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５９６号
川崎市中原区苅宿14番56号
債務者　安川　廣子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０３号
川崎市中原区上小田中１丁目２番16号　シャトレーアマノ306
債務者　山嵜　松子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０７号
川崎市川崎区浅田２丁目１番23号　野地コーポ201
債務者　高橋　博史
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６４０号
川崎市川崎区池田２丁目４番12号　ファミール川崎101、前住所川崎市幸区幸町３丁目２番地10　カーササイワイ201
債務者　藤貫　輝夫
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第７３号
山口県防府市佐波１丁目15番13号
破産者　松本畜産興業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３９５５号
大阪市住吉区長居２丁目８番25号　グリーンハイツ206号
破産者　西尾　和代
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７号
奈良県香芝市北今市７丁目866番地の１　グレイスコート・香芝Ｄ棟101号
破産者　平野　貴之
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
奈良県香芝市下田東１丁目319番地の５、前住所大阪市生野区小路東１丁目７番19号ＧＬＳ小路東301
破産者　青木　謙友
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
奈良県橿原市一町1478番地の１
破産者　マエガワ釦製作所こと　前川　文貞
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１７号
栃木県宇都宮市インターパーク３丁目14番地７　ブリリアントジェネレーションⅡ203、開始決定時の住所栃木県栃木市片柳町１丁目22番３号
破産者　手束　忠央
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第８４号
栃木県小山市駅東通り３丁目８番地１　ＨＩＲＯハイツ207号、開始決定時の住所栃木県栃木市片柳町１丁目22番３号
破産者　手束　里子
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第９２号
千葉県木更津市桜井新町３丁目６番地14
破産者　安田よし子
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１９３号
鳥取県鳥取市南安長３丁目71番地１　エルフォンテ安長Ｃ号、開始決定時の住所鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182番地365
破産者　濵納隆太郎
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部